

【連結財務書類に係る注記】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 本年度末における市場価格を計上しています。

イ 市場価格のないもの 取得原価により計上しています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの 出資金額により計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（美術品・骨董品、歴史的建造物及びリース資産を除く）

定額法により減価償却を行っています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 5年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により減価償却を行っています。なお、ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、それ以外のリース取引は賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法としている預金等をいいます。）また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。ただし、水道事業会計は税抜方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

当期から連結財務書類の作成段階において、統一的な基準に基づく各団体の財務書類を入手できることになったことにより盛岡地区広域消防組合を連結対象団体に含めています。そのため、前年度における「本年度末純資産残高」及び「期末資金残高」と当年度における「前年度末純資産残高」と「前年度末資金残高」とは一致していません。

また、盛岡広域環境組合について新規設立に伴い連結の対象団体に含めています。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象範囲とする団体（会計）

一般会計、特別会計、公営企業会計、岩手県市町村総合事務組合、岩手県後期高齢者医療広域連合、岩手・玉山環境組合、盛岡北部行政事務組合、盛岡地区広域消防組合、盛岡広域環境組合、岩手町ふるさと振興公社

連結の方法は次のとおりです。

- ① 特別会計及び公営企業会計は、すべて連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき、比例連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体は、すべて連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、本年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって、本年度末の計数としています。

(3) 表示金額の留意点

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

① 範囲

普通財産のうち、活用が図られていない公共資産。

② 内訳

事業用資産 230,716千円 (230,716千円)

土地 230,716千円 (230,716千円)

令和5年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によります。

上記の(230,716千円)は、貸借対照表における簿価を記載しています。

(5) 過年度修正に関する事項

該当事項はありません。